

2025年2月13日

「流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故にかかる災害」により被害を受けた皆さまへ

PLT 少額短期保険株式会社

このたびの「令和7年1月28日発生の流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故にかかる災害」にて被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。弊社では、災害救助法が適用された地域で被災されたご契約者さまからお申し出をいただいた場合、下記の特別措置を実施いたします。詳細につきましては、カスタマーセンターまでお問い合わせください。

**【特別措置の内容】**

1. 保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、保険料の払込を猶予する期間を最長6か月延長いたします。

2. 保険金の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお支払いをいたします。

**【災害救助法の適用状況】**

災害救助法適用地域の詳細につきましては、次の内閣府ホームページをご確認ください。

[災害救助法の適用状況：防災情報のページ - 内閣府 \(bousai.go.jp\)](https://www.bousai.go.jp/)

**【お問い合わせ先】**

カスタマーセンター      0120-842-077（フリーコール）  
9：30～17：00  
（土日祝日・年末年始を除く）